

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 4 2 号
件 名	避難所運営マニュアルの資料は自治会にも回覧してほしいこと等について
要 旨	<p>マニュアルは平成5年から令和7年度まで12回発行、修正されています。残念なことに市民に1回も回覧、閲覧されていません。図書館や各区のエントランス等にも設置していない、必要ないと言う。市民はいつ発行され、どこがどのように修正されたかも全く知らない。</p> <p>行政はホームページに掲載されているから問題ないと言う。しかし、自治会はパソコンもコピー機も保有していないところもいっぱいある。</p> <p>資料には災害時に避難所を開設し運営するためには、地域の皆さんや自主防の協力が必要不可欠と記入されている。必要不可欠とは、これを見なければ、なければ、成立しない重要度の高い資料。</p> <p>資料は行政と各区の防災担当課が管理、保有している。区によっては要望すれば配布や郵送する課もありました。一番身近な、必要な市民が運営マニュアルを知らない。何のため、誰のため、マニュアルを改訂しているのか。見直ししているのか。不適切、危険。一部の役員のみに配布しているところもあるけれど、自治会に回覧されていない。</p> <p>次に、避難所運営委員会の立ち上げが危機的・破滅的状况です。個別避難計画が作成できない。危険なレベルです。いつまで放置するのか。避難所の最優先課題なはずです。</p> <p>よって、以下のことを陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(次頁につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 総務常任委員会) 令和8年6月15日 第4項</p>
受 理	令和8年5月7日 第49号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 避難所運営マニュアルの資料は、自治会にもなるべく回覧すること。2 修正したマニュアルの資料は避難訓練時等に説明すること。3 マニュアルは各区役所や図書館にもなるべく文書で設置すること。4 避難所運営委員会はなぜ必要か行政は最優先に取り組むこと。
--	--